

天災や火災により滅失・損壊した不動産の

代替不動産を取得された方へ

－災害に係る不動産取得税（県税）の減免措置－

天災や火災により滅失・損壊した不動産の代替不動産を取得した場合など、次の要件に該当する場合には、当該不動産に係る不動産取得税を減免する制度があります。

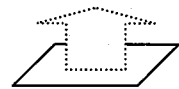
この減免措置を受けるためには、下記のとおり総合県税事務所に申請していただく必要があります。

災害に係る不動産取得税の減免措置

1 要件及び減免額

次の(1)(2)のいずれかの要件に該当する場合に減免されます。

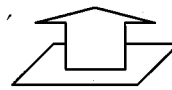
(1) 天災や火災により滅失・損壊した不動産の代替不動産^{※1}を滅失・損壊した日から2年以内に取得^{※2}した場合



滅失・損壊



2年以内



代替取得

代替不動産の取得に係る不動産取得税額から、次の額が**減免**されます。

滅失・損壊した不動産の価格^{※3} × 被災割合^{※4} × 税率^{※5}

※1 被災時の用途と同一と認められる家屋又は土地としますが、家屋については用途、状況から被災家屋に代わるものと認められるものであれば対象となります。

※2 滅失・損壊した不動産の所有者が取得した場合、又は、被災前及び代替不動産取得時において所有者と同居している三親等以内の親族が取得した場合に限ります。

※3 市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

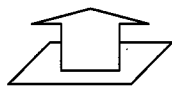
※4 一部損壊の場合は、被災前の不動産の全体面積に対する損壊部分の面積の割合を被災割合とします。

※5 代替不動産に適用すべき税率（4％、住宅・土地は3％）

☆東日本大震災により被災した家屋の代替家屋及びその敷地を令和8年3月31日までに取得した場合にも減免されます。

減免措置の要件等については、総合県税事務所にお問い合わせください。

- (2) 取得した不動産が取得後3ヶ月以内に天災や火災により滅失・損壊し本来の用に供することができない場合



取得



3ヶ月以内



滅失・損壊

取得した（取得後3ヶ月以内に滅失・損壊した）不動産に係る不動産取得税額から、次の額が減免されます。

滅失・損壊の程度を勘案し知事が定める額

2 提出書類

次の(1)～(3)（必要に応じて(4)～(6)の書類を提出してください）

- (1) 不動産取得税減免申請書^{※6}
- (2) 不動産取得税申告書（土地・家屋）^{※7}
- (3) 罹災証明書
(市町村（天災の場合）又は消防署（火災の場合）にて発行してもらってください。)
- (4) 滅失・損壊した不動産の評価証明書、固定資産税課税明細書（写）など
(裏面1(1)に該当する場合にのみ必要です。評価証明書は市町村に申請すると取得できます。また、固定資産税課税明細書は固定資産税納税通知書に添付されています)
- (5) 取得した住宅の全部事項証明書（写）
(土地取得後3年以内に特例適用住宅（50㎡以上240㎡以下の住宅）が新築されたことによる減額を受ける場合に必要です。最寄りの法務局に申請ください。)
- (6) 滅失・損壊した不動産の所有者以外の者が代替不動産を取得した場合は、取得者が被災前及び代替不動産取得時において所有者と同居している三親等以内の親族であることが分かる戸籍謄本及び住民票

※上記のほか、必要な書類をお願いする場合があります。

※6、※7「不動産取得税減免申請書」及び「不動産取得税申告書（土地・家屋）」は連絡いただければ郵送します。なお、富山県のホームページからダウンロードすることもできます。検索サイトに下記のとおり入力して検索してください。

eとやま.net 税金の申請一覧 クリック

2 お申出及びお問合せ先

お申出先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電話番号	076-444-4505 076-444-4629
郵便番号	〒930-8548
住所	富山市舟橋北町1-11（富山総合庁舎1階）
窓口取扱時間	月曜日から金曜日の8:30～17:15 (国民の祝日・休日及び年末年始を除く)

(令和7年3月現在)